

平生町猫よけ器（超音波発生装置）貸出要綱

（目的）

第1条 この要綱は、猫による糞尿等の被害を受けている町民に対し、猫よけ器（超音波により猫を遠ざける効果を有する器具をいう。以下同じ。）を一定期間貸出すことにより、被害の軽減及び町民の所有地又は借地における自己管理意識の醸成を図ることを目的とする。

（貸出の対象）

第2条 猫よけ器の貸出の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）町内に存する自己の所有地又は借地に猫よけ器を設置し、猫による糞尿等の被害を防止し、又は軽減しようとする者
- （2）猫よけ器の貸出を受けた場合、猫よけ器について良好な管理を行うとともに、近隣の生活安全上支障がない方法で使用しようとする者

（貸出の手続き）

第3条 猫よけ器の貸出を受けようとする者は、猫よけ器（超音波発生装置）借用申請書兼誓約書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、貸出を行うことが適当と認めるときは、猫よけ器を貸出すものとする。

（貸出期間及び貸出回数）

第4条 猫よけ器の貸出期間は、貸出しを受けた日を起算日として15日以内とし、貸出回数は同一年度において1世帯当たり1回とする。ただし、町長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

- 2 猫よけ器の貸出期間の終了日が、平生町の休日に関する条例（平成元年平生町条例第23号）第1条に規定する休日に該当するときは、翌開庁日を貸出期間の終了日とする。
- 3 貸出期間が年度をまたぐ場合の取り扱いは、当該貸出期間の初日が属する年度の貸出として取り扱うものとする。

（貸出台数及び使用場所）

第5条 猫よけ器の貸出台数は、1世帯1台までとし、その使用場所は、貸出を受けた者（以下「申請者」という。）の町内の所有地又は借地とする。

（貸出料）

第6条 猫よけ器の貸出は、無料とする。ただし、猫よけ器の稼動に際し、必要な電池にかかる費用に関しては、申請者の自己負担とする。

（申請者の責務）

第7条 申請者は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

- （1）猫よけ器を善良な管理者の注意義務をもって管理すること。
- （2）猫よけ器を貸出を受けた目的以外に使用しないこと。
- （3）猫よけ器を処分し、又は他者へ転貸若しくは譲渡しないこと。
- （4）猫よけ器を亡失又は損傷しないよう使用すること。

- (5) 猫よけ器を使用した後は、清掃して貸出期間内に返却すること。
 - (6) 猫よけ器の使用に起因して生じた諸問題は、自身の責任において解決すること。
 - (7) その他町長が指示した事項
- (返還)

第8条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに猫よけ器を町に返還しなければならない。

- (1) 猫よけ器の貸出期間が経過したとき。
- (2) 第2条に規定する貸出の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 前条に規定する事項に違反したとき。

(損害賠償)

第9条 申請者の責めに帰すべき理由により、猫よけ器を損傷し、又は亡失したときは、申請者は、町長が相当と認める額を弁償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額又は免除することができる。

2 猫よけ器の使用により、申請者が被った損害及び申請者が第三者に与えた損害に関しては、申請者がその責任を負うものとし、町は一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。